

京王電鉄 要望項目一覧（5件）

輸送力増強	2
1 新線・線増計画	
(1) 相模原線の橋本以西への延伸計画の具体化（継続）	
2 輸送計画の改善	
(1) 相模原線の輸送力増強（継続）	
利便性向上	2
1 駅施設等の整備	
(1) 高齢者、障害者、乳幼児連れの保護者等に配慮した駅施設の整備等（継続）	
その他	3
(1) 自転車等駐車場用地の提供（継続）	
(2) 乗継運賃制度の拡充（継続）	

輸送力増強

1 新線・線増計画

(1) 相模原線の橋本以西への延伸計画の具体化（継続）

相模原市橋本地域周辺から津久井地域においては、相模原線の開業により市街地開発が進み、都心部への通勤通学をはじめとして、今後一層の利用者増が見込まれます。

しかしながら、津久井地域から橋本駅への交通は大変不便な状況にあり、地域住民の相模原線の橋本以西への鉄道延伸に寄せる期待は非常に大きなものがあります。

貴社におかれては、鉄道新線の建設は特別な条件（公設民営方式など）が整備されなければ困難とのことですが、このような実情をご賢察いただき、相模原線の橋本以西、津久井方面への延伸について引き続きご検討され、延伸計画を具体化されるよう要望いたします。

2 輸送計画の改善

(1) 相模原線の輸送力増強（継続）

平成 25 年 2 月のダイヤ改正において、相模原線への特急新設により、速達性の向上が図られるとともに、平成 27 年 9 月のダイヤ改正において、相模原線から都営新宿線方面へのアクセスが強化され、また、終電時刻の繰下げにより運転時間帯の拡大等利便性の向上が図られるなど、これまでもダイヤ改正のたびに相模原線の輸送力増強に努めていただき感謝しております。

今後、橋本駅周辺地区は、リニア中央新幹線駅の設置や駅周辺の開発等により、利用者の増加が見込まれることから、さらなる速達性の向上、輸送力増強を図られるよう要望いたします。

（相模原市総合都市交通計画）

利便性向上

1 駅施設等の整備

(1) 高齢者、障害者、乳幼児連れの保護者等に配慮した駅施設の整備等（継続）

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」及び「移動等円滑化の促進に関する基本方針」を踏まえ、高齢者、障害者、乳幼児連れの保護者等が駅施設を安全かつ快適に利用できるよう、整備を進めていた

だいているところですが、引き続き、次の事項について、特段のご配慮をされるようお願いいたします。

駅施設の整備に当たって、同法に基づく移動等円滑化基準のみならず、国土交通省が定めた移動等円滑化のガイドラインへも対応していただくようお願いいたします。

傷病者の収容に際し、救急担架を水平にして搬送することが望ましい傷病者も多いことから、救急担架（奥行き 2.0m、幅 0.6m 程度）が容易に収容できるエレベーターの設置を要望いたします。

ただし、空間上の制約などにより、設置まで長期間かかる場合は、当面の代替策により対応していただくようお願いいたします。

視覚障害者の安全な移動及び円滑な駅施設利用のための、ホームドア、可動式ホーム柵、転落検知マット等の設置と、ニーズに応じた分かりやすい音声案内に取り組みられるよう要望いたします。

オリンピック・パラリンピックに向けた動向を注視しながら、駅施設の案内板等へ、多言語及びふりがな等の分かりやすい表示をしていただくようお願いいたします。

駅施設が改良されるまでの間をはじめとして、ラッシュ時における改札・精算窓口の駅職員の増員のほか、高齢者、障害者等が利用しやすいよう、エレベーター等利用時の駅職員による配慮や利用者への心のバリアフリーの啓発、車内における情報提供の充実に取り組みられるよう要望いたします。

移動等円滑化された車両の整備については、同法に基づく基本方針の目標を達成されておりますが、引き続き積極的な整備及び導入を要望いたします。

全車両内において、車いすやベビーカーなどの利用者が使用できるスペースを配置するとともに、周囲からも容易に認識できるように、マークの掲出や床面等の着色を行うよう要望いたします。また、駅構内において、車いすやベビーカーなどの利用者に対する相互理解を深めるためのポスター等の掲出についてもあわせて要望いたします。

（川崎市総合都市交通計画、新・相模原市総合計画、相模原市総合都市交通計画）

その他

(1) 自転車等駐車場用地の提供（継続）

自転車等駐車場の設置に際し、駅周辺において新たな用地を確保することは困難な状況となっております。

については、自転車等の利用者の大部分が京王線を利用する通勤・通学者であること、また、自転車等駐車場の設置に対する鉄道事業者の協力義務を規定した「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（自転車法）」の趣旨にのっとり、鉄道利用者の利便性向上及び駅周辺の良好な環境づくりのため、用地の提供及び用地確保、施設の設置や維持への助成、自転車等駐車

場の自己経営等、放置自転車対策の推進について、積極的に取り組まれるよう要望いたします。

また、現在、有償で自治体へ貸し付けている用地の借地料軽減についても、ご検討されるよう要望いたします。

なお、平成 18 年 6 月から改正道路交通法が施行され、自治体としても、自動二輪車（排気量 50cc を超えるもの。ただし、側車付きは除く。）の駐車対策を進める必要があるため、自転車等と同様に、自動二輪車の駐車場の設置についても、特段のご協力、ご配慮をお願いいたします。

（新・相模原市総合計画、相模原市自転車対策基本計画）

(2) 乗継運賃制度の拡充（継続）

現在、貴社におかれては、ＪＲ東日本ほか、他の民営鉄道との乗継ぎによる割引運賃の導入を行い、平成 25 年 3 月からは交通系ＩＣカードの全国相互利用サービスが開始され、公共交通機関の乗継利便性の向上に取り組まれているところですが、さらなる利便性の向上を図るため、今後は、他の公共交通機関も含めた乗継運賃制度の拡充について、積極的に取り組まれるよう要望いたします。